

千葉県母子健康手帳取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条に基づく母子健康手帳の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 市内に居住し、医師又は助産師による妊娠の判定を受けた者（以下、「妊婦」という。）で、妊娠届出書（様式第1号）により妊娠の届出をした者に対し、母子健康手帳（以下「本冊」という。）及び母子健康手帳別冊（以下「別冊」という。）を交付する。

2 妊娠中に妊娠の届出をしておらず、出産後に妊娠届出書（様式第1号）による妊娠の届出をした者に対し、前項の規定に準じ本冊及び別冊を交付する。ただし、妊娠の届出をしておらず、日本国外で出産した者には、母子健康手帳本冊別冊交付申請書（様式第2号）により交付する。

3 妊娠中に妊娠の届出をしておらず、特別養子縁組その他の理由により、親権者又は監護者が本冊を現に所持していない場合、出生後に母子健康手帳本冊別冊交付申請書（様式第2号）により交付する。

4 万一やむを得ない事情で汚損・紛失等をしたときは、千葉県母子保健法施行細則第2条第2項に規定する母子健康手帳再交付申請書により再交付する。

5 転入その他の理由により、本市において別冊の交付を受けていない場合、母子健康手帳本冊別冊交付申請書（様式第2号）により、別冊を交付する。なお、別冊添付の受診票は、千葉県妊産婦歯科健診実施要綱、千葉県妊婦一般健康診査実施要綱、千葉県乳児一般健康診査実施要綱、千葉県新生児聴覚検査実施要綱、千葉県産婦健康診査実施要綱及び千葉県1か月児健康診査実施要綱の規定に基づく枚数を交付する。

(交付方法)

第3条 市長は第2条各号の届出又は申請を受けたときは、交付年月日及び妊婦の氏名を記載した本冊及び別冊又は本冊若しくは別冊のいずれかを出生予定児又は乳児の数に応じて交付する。

2 市長は、母子健康手帳交付台帳（様式第3号）及び母子健康手帳別冊交付台帳（様式第4号）を作成し、本冊及び別冊交付の状況を明確にしておくものとする。

3 交付場所は、保健福祉センター及び健康支援課とする。ただし、健康支援課は再交付のみとする。

4 転出する場合は、転入先の市町村に連絡するよう勧奨指導するものとする。

(補 則)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 元年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成 8年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成 9年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成 9年8月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月1日より施行する。

この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調整された用紙は、
当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要領は、平成29年7月1日より施行する。

この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調整された用紙は、
当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調整された用紙は、
当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要領は、令和5年10月1日より施行する。

この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調整された用紙は、
当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要領は、令和7年4月1日より施行する。

この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調整された用紙は、

当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。